

衛生指導課 NEWS

回顧 自衛防疫組織のあれこれ

平成8年度から取り組んだ豚コレラ撲滅に向けての計画的な予防注射事業は、高い接種率のもとに9月30日をもって中止されました。これも養豚生産者や獣医師はもとより、関係者の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

豚コレラ予防注射事業は自衛防疫組織の設立とともに着手され足掛け28年余月を数えますが、この間、畜産の生産構造や家畜疾病の発生動向は著しく変貌し、また豚肉及び牛肉の輸入自由化や関税率の低下等に始まりました各種の国際化の進展は、国内外の産地間競争を激化し、生産コストの低減や経営管理の合理化など経営体の体質の強化が至上の課題となり、これらを背景、誘因として、この度の豚コレラ予防注射の全国的な中止に至ったことに論を挟む余地はありません。

今後の自衛防疫の組織的な対応については、本県畜産の将来像を見据えて全国に先駆けて関係畜産団体を統合整備し充足した社団法人新潟県畜産協会(衛生指導課)が事業を担うことになりました。

もとより、家畜自衛防疫の思想は、飼養家畜の疾病発生予防や消毒等の衛生対策を畜産農家自らが実施することを旨としています。しかし、これら一連の疾病予防の作業を個々に実施するのではなく、家畜飼養者やその代表者、獣医師会、畜産関係団体、農業協同組合及び市町村等を構成員として、地域家畜衛生行政所管区域ごとに一本化した地域自衛防疫組織が計画的に防疫対策を実行することが、より効率・効果的であるとして爾来、地域自衛防疫組織やこれらで構成する県自衛防疫組織が数多くの事業を推進し今日に至っております。

やがて新しい世紀を迎えます。先般、宮崎県及び北海道において、わが国では92年ぶりの発生でありました口蹄疫の一連の防疫活動を例にひくまでもなく、家畜伝染病の発生に係わるまん延防止活動は一義的には行政が先行で執り行われますが、行政を補完する自衛的組織活動の重要性が改めて認識されたところです。

将来に向かって従来同様、県の家畜衛生行政との調和のもとに、地域からの発信を核とし畜産農家の自衛防疫に関する要望等を積極的に取り込み、家畜自衛防疫事業の充実を図るとともに、社会の要請で

あります安全な畜産物の生産とその安定的供給に繋る新しい事業展開の早急な拡充が急がれておるところです。

※緊急情報/あなたの養豚経営を支援します。

今なら間に合う豚コレラ互助補償のチャンス

互助基金の加入契約!

只今、新規加入契約の申し込みを受け中
申し込み期限/平成13年1月15日まで

平成12年10月1日から全国的に豚コレラワクチン接種を中止して、新たな豚コレラ防疫体制に移行しました。

当県では、これまで徹底したワクチン接種と異常豚の検査により、豚コレラウイルスは確認されておりませんが、万が一にも豚コレラが発生した場合には、まん延を防止するための迅速な防疫措置として移動制限区域内において発生及び発生周辺農場の豚をと殺又はとう汰する必要があります。このとう汰された豚や当該豚等の焼埋却、防疫措置終了後の豚の導入について、「互助基金」による互助補償制度が平成10年度から創設されております。

この事業に参加する養豚経営者は、県畜産協会と加入契約を結び、平成10年度から平成14年度までの5か年間に飼養される見込みの頭数に対する生産者積立金(1か年1頭当たり繁殖用種豚は1,250円、肥育豚は80円)を納付することになります。「互助金」の交付は、豚等の一定期間の移動制限区域内において家畜防疫員等から自主的とう汰が指導され、この時、互助事業に参加している養豚経営者に互助金が支払われます。

積立金の納付期限/平成13年2月15日まで
積立金の納付先は下記のとおりです。

金融機関名 第四銀行・県庁支店

口座番号 普通1212849

口座名義人 (社)新潟県畜産協会

会長 五十嵐 孝哉

○平成14年度末に基金の残額は積立金の割合により返戻されます。○生産者積立金は税制上で必要経費又は損金扱いとなります。

※互助基金のお問い合わせは

県畜産協会/衛生指導課へ ☎025-234-6783

最寄りの家畜保健衛生所又は家畜衛生協会へ